

横浜市  
歯科医師採用選考  
募集案内

# ～募集内容～

## 受験資格

次の条件をいずれも満たしている歯科医師免許取得者

- ① 採用予定年度4月1日現在の満年齢が50歳未満の者
- ② 平成18年4月1日以降に歯科医師免許の申請をし、歯科医師免許を取得した者については、歯科医師法第16条の2に規定する臨床研修を修了又は採用日までに修了が見込まれる者

▼ 地方公務員法第16条の欠格条項に該当する者(民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により、従前の例によることとされる者を含む。)は、受験できません。

### 地方公務員法(抜粋)

(欠格条項)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 採用時期

令和2年8月1日

## 募集人数

若干名

## 申込期間

令和2年4月20日(月)～令和2年5月1日(金) ※消印有効

## 選考方法及び選考日

書類選考(一次選考)のうえ、合格者について面接による選考(二次選考)を行います。  
合否の決定は、選考の結果を総合して行います。  
また、結果は合否を問わず、郵送で通知します。

## ～ 勤務先及び業務内容～

本庁（健康福祉局、こども青少年局、医療局）又は区福祉保健センターにおいて、歯科口腔保健計画の策定、進捗管理等、歯科口腔保健施策の企画立案、関係団体等の調整、歯科保健を担う人材の育成や、歯科保健業務（歯科検診、歯科相談業務等）などの業務に従事します。

## ～ 勤務条件等～

### 勤務時間

平日 8：30～17：15

※ 土・日、祝日、年末年始休日を除く。

※ 業務の必要に応じて時間外勤務があります。

### 休暇

●年次有給休暇（年間20日）のほか、夏季休暇（5日）

●結婚休暇、服忌休暇、産前・産後休暇、病気休暇、介護休暇、子の看護休暇などの休暇制度

●育児休業制度、育児短時間勤務制度、自己啓発等休業制度などの休業制度

※ 初年度の休暇付与日数は採用日により変動します。

### 給与・手当

（令和2年4月1日現在）

#### 【例：歯科医師経験5年の場合】

給与月額（地域手当・初任給調整手当を含みます。）

約575,000円

給与年額（期末・勤勉手当を含みますが、初年度は採用日により支給割合が変動します。）

約851万円

※ このほか、住居手当、通勤手当、超過勤務手当等がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。

※ 初任給は「横浜市一般職職員の給与に関する条例」等の規定に基づき、学歴・職歴等経験年数に応じて決定されます。

## **昇 任**

係長以上への昇任については、勤務実績等を考慮し、条例、規則等に基づき行われます。

## **福 利 厚 生**

職員共済組合、職員厚生会等が、職員やその家族の福祉厚生を目的として、種々の給付や事業を行っています。

＜福利厚生制度＞

財形貯蓄、各種資金貸付、団体保険、慶弔給付、割引購入指定店制度など

＜福利厚生施設＞

割引利用契約施設(宿泊施設、スポーツ施設、遊園地、レジャー施設など)

※勤務条件等の内容は、令和2年4月1日現在のものであり、変更になる場合があります。

## **～ 応募から採用まで ～**

### **手続きの流れ**

応募書類の提出



書類選考（一次選考）



一次選考結果通知（郵送）



面接（二次選考）



二次選考結果通知（郵送）



採用

## **応募書類の提出方法**

ホームページ上で指定様式を印刷のうえ、次の書類を提出先まで簡易書留にて郵送してください。

- ① 横浜市歯科医師 選考申込書
- ② 横浜市歯科医師 志望理由書
- ③ 書類選考課題 論文(1) 800字以内
- ④ 書類選考課題 論文(2) 800字以内
- ⑤ 歯科医師免許証の写し

※ 封筒に住所・氏名を明記し、封筒の表に「歯科医師募集申込」と朱書きして下さい。

## **～お問い合わせ・書類提出先～**

**横浜市健康福祉局総務部職員課職員係 歯科医師採用担当**

- 提出先 : 〒231-0017 神奈川県横浜市中区港町1-1  
(JR根岸線・横浜市営地下鉄「関内」駅 市庁舎7階)
- 電話 : 045-671-2385
- FAX : 045-664-4739
- E-mail : [kf-ishiboshu@city.yokohama.jp](mailto:kf-ishiboshu@city.yokohama.jp)
- H P : <https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/org/kenko/sonota/shikaishisaiyou/index.html>

※ 対応は、平日午前9：00～午後5：00の間を基本とします。